

谷口委員からの御意見

1 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

（一時滞在者への帰宅呼びかけについて）

- ある程度発生が予測できる災害では、早めに避難行動を起こすことが、国の一般的な防災の流れであり、一時滞在者に対し、施設敷地緊急事態に先立って帰宅を呼びかけることは、適当と考えられる。

2 原子力災害に係る滋賀県広域避難計画の修正について

（屋内退避について）

- 国の方針を待つだけでなく、県ができる取組を進めるべきである。まずは県の考え方を示し、併せて、国に対し、手順の作成を求めるべき。

3 その他の御意見

（避難について）

- 避難所または福祉避難所を開設する施設について、指定するだけでなく、市町と連携して状況を把握すること。
- 市町と連携してUPZ内における災害対策基本法第49条の10に規定される避難行動要支援者名簿を作成し、1年に1回は更新する定期的な仕組みを講じるべき。
- UPZ内の避難行動要支援者のうち、特に、医療的ケアが必要な者については、移動手段と受入先を個別に定めておくことが必要。避難行動要支援者を災害から保護するための個別計画の作成にあたっては、このような人びとを対象とする計画を優先して進めるべき。それが他の住民の避難行動支援の強化につながると考える。